

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○県庁舎等の総合的建物管理業務委託に関する入札公告

（管財課）

一

○県有地の売却に関する入札公告

（ ）

六

○埼玉県地域保健医療計画の策定に関する公示

（保健医療政策課）

七

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示

（商業支援課）

一〇

○大規模小売店舗に対する県意見の公示

（ ）

一一

○箕和田用水土地改良区の役員就退任届

（川越農林）

一二

○雨水流出抑制施設の告示

（河川砂防課）

一二

○事務所の所在地又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告

（開発指導課）

一二

○開発行為に関する工事の完了公告

（ ）

（建築指導課）

○県立上尾高等学校校外二十一校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示

（高校教育指導課）

一三

○埼玉県立図書館業務システムのサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示

（浦和図書館）

一三

○宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に係る一般競争入札の公告

（会計課）

一三

○開発行為に関する工事の完了公告

（飯能県土）

一五

○ ” ” ” ” ” ”

一五

○県道深谷東松山線の供用の開始

（東松山県土）

一五

○開発行為に関する工事の完了公告

（行田県土）

一六

○ ” ” ” ” ” ”

一六

○ ” ” ” ” ” ”

一六

○ ” ” ” ” ” ”

一六

○ ” ” ” ” ” ”

（杉戸県土）

一六

告示

埼玉県告示第二百二十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量別表のとおり

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日（火）から平成22年9月30日（木）まで。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は

削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札の方法

「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送(書留郵便に限る。)も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記入し、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免脱事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入する必要がある。

○県道蓮田杉戸線の区域の変更

(杉戸県土) 一七

○ ” ” ” ” ” ”

一七

○県道蓮田白岡久喜線の区域の変更

(生涯学習文化財課) 一八

更 (杉戸県土) 一八

○埼玉県立川の博物館の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更

(生涯学習文化財課) 一八

札書に入力し、又は記載すること。

- 2 入札に参加できる者の形態
単体企業又は特定事業共同体であること。
- 3 業務実施に係る主体

(1) 一の地区で清掃、冷暖房機運転又は中央監視業務（以下「清掃業務等」という。）を実施する者は、これらを一括して実施する一の単体企業でなければならぬ。ただし、当該単体企業が、清掃業務等以外の業務を実施する者と特定事業共同体を構成して応札する場合は、当該共同体の代表構成企業は必ず清掃業務等を実施する者とする。

(2) (1)により代表構成企業となった者は、同一の地区における他の特定事業共同体を構成する者になることはできない。

4 競争入札参加資格

(1) 単体企業又は特定事業共同体における各構成員が、次の要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされておらず、同法に基づき更生手続開始決定がされていないものであること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされておらず、同法に基づき更生手続開始決定がされていないものであること。

オ 公告日から落札決定までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

キ 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な

資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級に格付けされた者で、業務の種類に対応する入札に参加できる資格を有するものであること。

- (2) 次に掲げる業務実績を有すること。

ア 清掃業務等を実施する者は、埼玉県内で次に掲げる業務を過去5年以内に1年以上履行した実績を有すること。

イ 埼玉県内に本店又は主たる事務所を登記している者又は住民票を登録している者にあつては、国（公団、機構を含む。）又は地方公共団体（埼玉県出資法人を含む。）が所有し、管理する施設の清掃業務

ロ（イ）以外の者にあつては、埼玉県（埼玉県出資法人を含む。）が所有し、管理する施設の清掃業務

ハ アで定める業務の実績は、対象とする施設の日常清掃に係る床面積が、10,000㎡以上又は入札しようとする地区の日常清掃が最大である施設の日常清掃の床面積の3分の2以上とする。

(3) 資格等

清掃業務を実施する者は、以下の者でなければならない。

イ 清掃業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第122条の2第1項第1号若しくは第8号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するとされる同法による改正前の第122条の2第1項第6号に基づき、知事の登録を受けている者

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加可能地区の確認

入札に参加しようとする者は、その業務実績に応じた入札可能な地区の確認を受けるものとする。

イ 入札参加可能地区確認申請書の提出

この入札に参加を申し込む者は、次の区分に応じた書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法で提出しなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合はこれに応じ

なければならぬ。
なお、提出された書類は返却しない。

区 分	書 類
a 単体企業（事業協同組合を除く。）	(a) 入札参加可能地区確認申請書 (b) 入札参加資格を満たしている旨の誓約書 (c) 申請者が、法人にあっては登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書、個人にあっては当該者に係る住民票抄本 (d) 清掃業務等を実施する者に関する4(2)イに規定する業務実績を有することを証する書類 (e) 4(3)の登録証明書の写し
b 事業協同組合	上記(a)から(e)に掲げる書類のほか、次の書類 事業協同組合の組合員の所在地、名称及び代表者が記載されている名簿
c 特定事業共同体	(a) 入札参加可能地区確認申請書 (b) 構成員別の入札参加資格を満たしている旨の誓約書 (c) 構成員別の登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書又は住民票抄本 (d) 清掃業務等を実施する者に関する4(2)イに規定する業務実績を有することを証する書類 (e) 4(3)の登録証明書の写し (f) 業務実施に係る協定書の写し (g) 構成員の業務の実施に関する分担を示す書類

(イ) 入札参加可能地区確認申請書の入手方法

6の方法によりシステムから入手すること。ただし、システムから入手できない者は、次の交付場所において紙媒体で交付する。（事前に電話により連絡をすること。）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 鈴木・本山 電話048-830-2582又は2601（直通）

(ウ) 提出受付期間及び提出場所

a 提出受付期間

平成20年2月25日（月）午後1時から同年3月3日（月）午後5時まで（必着）（この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加可能地区確認申請書は無効とする。）

b 提出場所

(イ)の場所

(ウ) 入札参加可能地区の確認通知

入札参加可能地区の確認結果は、フックシミリにより平成20年3月6日（木）に通知する。ただし、入札参加可能地区がない場合は、電話にても通知する。

(イ) 入札参加可能地区の有無の再確認

入札参加可能地区がない旨の確認通知を受けた者は、平成20年3月7日（金）午後4時（必着）までに(イ)の場所に入札参加可能地区の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はフックシミリにより通知する。

イ 入札参加資格審査

アにより入札参加可能地区の確認を受けた者は、確認を受けた入札参加可能地区のうちからシステムにより入札しようとする地区ごとに入札参加資格審査申請書を提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。ただし、システムにより提出できない者は、入札しようとする地区ごとに入札参加資格審査申請書をア(イ)の場所まで持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

(ウ) 提出受付期間

入札参加可能地区の確認を得た日から平成20年3月12日（水）午後5時まで（必着）（入札参加資格審査申請書について、この提出受付期間を過ぎて提出されたもの又はアの入札可能地区の確認を行わないで提出されたものは無効とする。）

(イ) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格審査申請書をシステムにより提出した場合はシステムにより、持参又は郵送により提出した場合はフックシミリにより、平成20年3月14日（金）に通知する。ただし、入札参加資格がない場合は、電話にても通知する。

(ウ) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成20年3月17日（月）午後4時（必着）までにア(イ)の場所に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はフックシミリにより通知する。

- (2) 入札書受付期間
平成20年3月19日(水) 午前9時から同月21日(金) 午後5時まで
システムにより提出すること。ただし、システムによる提出ができない場合は、同期間中(必着)に(1)ア(イ)の場所へ郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (3) 開札の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課
イ 日時
平成20年3月26日(水) 別表記載の地区順に開札する。ただし、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の30分の12に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- 6 入札説明書及び仕様書の入手方法及び入手時期
(1) 入手方法
ア システムから下記の手順によりダウンロードすること。ただし、システムからダウンロードできない者には、5(1)ア(イ)の場所で閲覧及び貸与を行う。(事前に電話により連絡をすること。)
イ 埼玉県ホームページを開く。
ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。
ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
ホ 調達機関は「埼玉県」を選択する。
ヘ 部局名は「総務部」を選択する。
セ 課所名は「管財課」を選択する。
ソ 「物品等」を選択する。
- (イ) 「1 発注情報の検索」を選択する。
(ロ) 検索ボタンをクリックする。
(ハ) 本入札のいずれか案件を選択する。
- (2) 期間
入札参加可能地区確認通知書に記載する。
- 7 現場説明会
開催しない。
- 8 入札を無効とし、又は競争入札参加資格を失うこととなる事項
(1) 次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
エ 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者の提出した入札書
オ 入札時提出書類を提出しない者の提出した入札書、所定のものとは異なる方法により提出した入札書、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反して提出した入札書
カ 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりました者の提出した入札書
キ 郵便により提出された入札書のうち、次のいずれかに該当するもの
イ 入札者の押印のない入札書
ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
ハ 押印された印影が明らかでない入札書
ニ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
ホ 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
ヘ 清掃業務等を実施する者(特定事業共同体の代表構成企業である場合を含む。)について、次に掲げるアからエの事項のいずれかに該当する者は入札に参加することができず、また、その者が入札書を提出していた場合はその入札書を無効とする。
ア 23地区の入札に関して、開札の順に従い落札者として決定した地区の数が3を超える者が行った入札
イ 同一の地区について、事業協同組合とその組合の構成員

- ウ 同一の地区について、特定事業共同体とその代表構成企業となっている者
 - エ 同一の地区について、同一人が代表者となっている法人等
- 9 契約書作成の要否
- 要

10 入札に関する注意事項

(1) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書及び業務履行体制表を初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(2) 入札回数

ア 再度入札は 1 回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第95条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、当該地区における再度の入札に参加できない。

12 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

13 その他

(1) 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あった場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 入札に参加する者の数が 1 人であるときは、入札を執行しない。

(5) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。
別表

No	購入等件名及び数量	履 行 場 所	日常清掃 が最大で ある施設 の日常清 掃の床面 積	開札時間
1	南 B 地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	浦和久保合同庁舎、動物指導センター南支所	12,629㎡	午前 9 時 10分
2	東 A 地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査・環境測定 ・害虫防除業務 一式	春日部地方庁舎、春日部農林振興センター極堀分室、春日部高等技術専門学校、東部環境管理事務所、杉戸県土整備事務所、埼玉北福祉保健総合センター、権現堂調節池管理所、自動車税事務所春日部支所	4,420㎡	午前 9 時 25分
3	南 E 地区清掃・水質検査 業務 一式	中央家畜保健衛生所、北足立福祉保健総合センター上尾分室、中央児童相談所、伊奈新都市建設事務所、埼玉学園、職業能力開発センター、上尾県税事務所	3,687㎡	午前 9 時 40分
4	南 C 地区清掃・水質検査 ・環境測定・害虫防除業務 一式	浦和地方庁舎、南児童相談所	11,218㎡	午前 9 時 55分
5	北 F 地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	秩父地方庁舎、秩父福祉保健総合センター、秩父高等技術専門学校、秩父県土整備事務所、秩父農林振興センター、農林総合研究センター茶業特産研究所、秩父試験地、西関東連絡道路建設事務所、秩父高原牧場、合角ダム管理所	2,289㎡	午前10時 25分
6	北 B 地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	高等看護学院、動物指導センター、営繕工事事務所、大里農林振興センター地域普及部、農林総合研究センター	5,924㎡	午前10時 40分
7	西 A 地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査・環境測定 ・害虫防除業務 一式	川越地方庁舎、川越県土整備事務所、川越家畜保健衛生所、川越高等技術専門学校、川越児童相談所	4,028㎡	午前10時 55分
8	南 H 地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	北足立福祉保健総合センター、消防学校	6,569㎡	午前11時 10分

9	東B地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	越谷合同庁舎、越谷保健所草加分室、 越谷保健所吉川分室、越谷児童相談 所、総合治水事務所、八潮新都市建設 事務所	4,175㎡	午前11時 40分
10	南G地区清掃・中央監視 ・水質検査業務 一式	川口合同庁舎、川口保健所、川口保健 所戸田・蔵分室、花と緑の振興センタ ー、川口高等技術専門学校	2,680㎡	午前11時 55分
11	南D地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	自動車税事務所、食肉衛生検査センタ ー、計量検定所、中央高等技術専門校	3,612㎡	午後1時 10分
12	西F地区清掃・水質検査 業務 一式	入間東福祉保健総合センター、入間東 福祉保健総合センター狭山分室、所沢 児童相談所、所沢県税事務所、農林総 合研究センター茶業特産研究所、自動 車税事務所所沢支所	1,878㎡	午後1時 25分
13	北D地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	本庄地方庁舎、児玉福祉保健総合セン ター、大里福祉保健総合センター寄居 分室、環境整備センター、本庄県土整 備事務所、寄居林業事務所	2,040㎡	午後1時 40分
14	北A地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査・環境測定 ・害虫防除業務 一式	熊谷地方庁舎、産業技術総合センター 北部研究所、熊谷児童相談所、消費生 活支援センター熊谷	3,650㎡	午後1時 55分
15	東C地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査・環境測定 ・害虫防除業務 一式	行田地方庁舎、農林総合研究センタ ー水産研究所、行田県土整備事務所、北 埼玉福祉保健総合センター	2,247㎡	午後2時 25分
16	西D地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	飯能合同庁舎、川越高等技術専門校飯 能分校、飯能県土整備事務所、有間タ ム管理所、農林総合研究センター園芸 研究所鶴ヶ島試験地、農業大学校	2,140㎡	午後2時 40分
17	西B地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	東松山地方庁舎、比企福祉保健総合セ ンター、東松山県土整備事務所、北本 県土整備事務所、農村整備計画センタ ー	1,910㎡	午後2時 55分
18	北C地区清掃・水質検査 業務 一式	熊谷県土整備事務所、農林総合研究セ ンター水田農業研究所、熊谷家畜保健 衛生所	2,672㎡	午後3時 10分
19	北E地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	自動車税事務所熊谷支所、食肉衛生検 査センター北部支所、熊谷高等技術專 門校、大里福祉保健総合センター深谷 分室、大里農林振興センター土地改良 庁舎	1,714㎡	午後3時 40分

20	東D地区清掃・水質検査 業務 一式	春日部農林振興センター久喜普及部、 農林総合研究センター園芸研究所、埼 葛北福祉保健総合センター久喜分室、 加須農林振興センター	1,907㎡	午後3時 55分
21	西C地区清掃・水質検査 業務 一式	入間西福祉保健総合センター、平和資 料館	2,616㎡	午後4時 10分
22	南A地区清掃・水質検査 業務 一式	さいたま県土整備事務所、荒川左岸南 部下水道事務所、婦人相談センター	1,907㎡	午後4時 25分
23	西E地区清掃・冷暖房機 運転・水質検査業務 一式	朝霞県税事務所、朝霞保健所、入間東 福祉保健総合センター富士見分室、朝 霞県土整備事務所	1,355㎡	午後4時 40分

埼玉県告示第百二十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 六十四

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
久喜市北一丁目四五四番五	宅地	一、八二一・九六
建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
久喜市北一丁目四五四番地五	共同住宅	一、〇九三・〇八

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該
当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの
場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
 埼玉県庁本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、金森、吉川
 電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み
 この入札に参加を希望する者は、平成二十年三月十二日(水)から同年三月十四日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならぬ。
 なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時
 平成二十年三月十八日(火) 午前十一時三〇分

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一

会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。



埼玉県告示第二百三十号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定に基づき、埼玉県地域保健医療計画を策定したので公示する。

なお、埼玉県地域保健医療計画については、埼玉県保健医療部保健医療政策課、県内の各福祉保健総合センター及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供するほか、埼玉県のホームページに掲載する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県地域保健医療計画(要旨)

第1部 計画の基本的考え方

第1部では、計画策定の背景となるべき事項を明らかにし、目標、保健医療圏及び基準病床数など計画の枠組みとなる事項を定めています。

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、県民の医療に対する安心、信頼と生涯を通じた健康の確保を目指すものです。また、医療機能の分化と連携を進め、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目指します。こうした医療に対する基本的な考え方に立って本県の保健医療体制の整備の方向を示す計画として策定するものです。

第2節 計画の性格と構成

1 計画の性格

この計画は、医療法の規定に基づく医療計画であるとともに、ゆとりとチャレンスの埼玉プランなどの関係計画等との整合を図った保健医療に関する総合的な計画です。

2 計画の構成

この計画は、計画の基本的考え方(第1部)と保健医療推進計画(第2部)から構成されています。

第3節 計画の期間

この計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5か年とします。

なお、計画期間内であっても、急激な社会情勢の変化等があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 計画の背景

第 1 節 地勢及び交通
第 2 節 人口

第 3 節 保健医療の概況

第 3 章 基本理念及び目標と方向

第 1 節 基本理念及び目標

〔基本理念〕

- 県民の医療に対する安心、信頼の確保
- 良質な医療を効率的に提供する体制の確保
- 生涯を通じた健康の確保

〔目標〕

健康でしあわせな社会をつくるため、福祉と連携した保健医療を充実する。

第 2 節 方向

目標を具体化するために、三つの方向を定め、保健医療の総合的な推進を図ります。

- 1 質が高く効率的な医療提供体制の確保
- 2 生涯を通じた健康づくり体制の確立
- 3 安心・安全なくらしを守る健康危機管理体制の構築

第 4 章 保健医療圏及び基準病床数

第 1 節 保健医療圏の設定

第 2 節 本県における保健医療圏

この計画においては、二次保健医療圏を医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号の区域、三次保健医療圏を同条同項第 11 号の区域として設定します。

1 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、県民が医師等に最初に接し、診療や保健指導を受けられる圏域です。日常生活に密着した保健・医療サービスが提供され、完結するよう、おおむね市町村の区域としています。

2 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、病院における入院医療の提供体制を整備することが相当と認められる地域単位です。

なお、二次保健医療圏の区域は次表のとおりです。

二次保健医療圏	圏域内福祉保健総合センター及び保健所	圏域内市町村
東 部 保 健 医 療 圏	埼玉県南福祉保健総合センター	下記市町
副 次 圏	東部(北)保健医療圏 越谷保健所	春日部市・蓮田市 草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
副 次 圏	東部(南)保健医療圏	
中 央 保 健 医 療 圏	北足立福祉保健総合センター	下記市町
副 次 圏	中央(北)保健医療圏 さいたま市保健所	さいたま市
副 次 圏	鴻巣保健所	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
副 次 圏	川口保健所	川口市・蕨市・戸田市・鳩ヶ谷市
副 次 圏	中央(南)保健医療圏	
西 部 第 一 保 健 医 療 圏	人間東福祉保健総合センター	下記市町
副 次 圏	西部第一(東)保健医療圏 川越市保健所	川越市
副 次 圏	朝霞保健所	朝霞市・志木市・和光市・新座市
副 次 圏	所沢保健所	富士見市・ふじみ野市・三芳町
副 次 圏	西部第一(西)保健医療圏 所沢保健所	所沢市・狭山市・人間市
西 部 第 二 保 健 医 療 圏	人間西福祉保健総合センター 坂戸保健所	飯能市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・毛呂山町・越生町・鳩山町
比 企 保 健 医 療 圏	比企福祉保健総合センター 東松山保健所	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
秩 父 保 健 医 療 圏	秩父福祉保健総合センター 秩父保健所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀧町・小鹿野町
児 玉 保 健 医 療 圏	児玉福祉保健総合センター 本庄保健所	本庄市・美里町・神川町・上里町
大 里 保 健 医 療 圏	大里福祉保健総合センター 熊谷保健所	熊谷市・深谷市・寄居町
利 根 保 健 医 療 圏		下記市町
副 次 圏	利根(北)保健医療圏 北埼玉福祉保健総合センター 加須保健所	行田市・加須市・羽生市・騎西町・北川辺町・大利根町
副 次 圏	利根(南)保健医療圏 埼玉福祉保健総合センター 幸手保健所	久喜市・幸手市・宮代町・白岡町・菫野町・栗橋町・鷲宮町・杉戸町

3 三次保健医療圏

三次保健医療圏は、専門的かつ特殊な保健医療サービスを提供するものです。最も広域的な対応が必要となるため、埼玉県全域を区域としています。

す。
 第3節 基準病床数
 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき定めるものです。

1 一般病床及び療養病床

二次保健医療圏	基準病床数(床)
東部保健医療圏	7, 964
中央保健医療圏	13, 108
西部第一保健医療圏	11, 151
西部第二保健医療圏	4, 170
比企保健医療圏	1, 776
秩父保健医療圏	585
児玉保健医療圏	925
大里保健医療圏	2, 828
利根保健医療圏	3, 526
計	46, 033

2 精神病床、結核病床及び感染症病床

医療圏	病床種別	基準病床数(床)
全県域	精神病床	11, 343
	結核病床	203
	感染症病床	58

第2部 保健医療推進計画

第2部では、第1部で定めた目標に関する現状と課題、具体的な数値目標や主な取組などを定めています。

第1章 質が高く効率的な医療提供体制の確保

- 第1節 患者本位の医療の提供と医療安全の確保
- 第2節 医療機関の機能分化・連携と医療機能の重点化の促進
- 第3節 がん医療
- 第4節 脳卒中医療
- 第5節 急性心筋梗塞医療
- 第6節 糖尿病医療

- 第7節 小児医療
- 第8節 周産期医療
- 第9節 救急医療
- 第10節 災害時医療
- 第11節 へき地医療
- 第12節 リハビリテーション医療
- 第13節 在宅医療
- 第14節 精神保健医療
- 第15節 医薬品供給体制の整備と血液の安定供給
- 第16節 感染症対策
- 第17節 地域ケア体制の整備充実
- 第18節 保健医療福祉従事者等の確保

第2章 生涯を通じた健康づくり体制の確立

- 第1節 健康づくり対策
- 第2節 親と子の保健対策
- 第3節 青少年の健康対策
- 第4節 歯科保健対策
- 第5節 難病対策

第3章 安心・安全な暮らしを守る健康危機管理体制の構築

- 第1節 安全な食品の提供
- 第2節 安全な医薬品の供給と毒物劇物等による危害の防止
- 第3節 衛生的な生活環境の確保
- 第4節 安全で良質な水の供給
- 第5節 人と動物とのふれあいの推進
- 第6節 健康危機管理体制の整備充実
- 第7節 保健衛生施設の機能充実

第4章 圏域の重点取組

- 第1節 東部保健医療圏
- 第2節 中央保健医療圏
- 第3節 西部第一保健医療圏
- 第4節 西部第二保健医療圏
- 第5節 比企保健医療圏

- 第6節 秩父保健医療圏
- 第7節 児玉保健医療圏
- 第8節 大里保健医療圏
- 第9節 利根保健医療圏
- 第5章 計画の推進体制等
- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 推進状況の把握等

埼玉県告示第二百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

意見書一

差し替えられた「新設届出書」の内容を精査して、検討した結果、新たに添付資料に「不明確な部分」の記載が判明した。地元戸田市居住の住民は「新設届出書」の信憑性に、強い疑念を持っている。

間違った添付資料の部分は、次のとおりである。

「新設届出書」の七十七ページのOAG二S三(ナンバー四二)及びEAG二S三(ナンバー四二)の「騒音・設備機器対応・音源」の部分。

・「八時～二十二時の説明資料」に「七時～二十三時」が表示されている。

・「七時～八時」と「二十二時～二十三時」の部分の説明資料がない。

・また時間を延長した理由・説明した部分も欠落している。

前回(九月二十八日付け)の「ララ・ガーデン川口」の新設届出書では、隣接する戸田市第一種住居の用途指定が欠落して、その基準を満たして

いない旨の申立てを「戸田側近隣住民の指摘で気付いた」という経緯があった。それらを再度検証して、作成し直して、提出された届出書である。再度の欠落は何を意味するのか、知りたいと思う。

再提出(十一月三十日付け)された届出書に、記載漏れ、説明不足、または記載ミスがあるとなれば、その信憑性を疑わざるをえない。

この届出書を安易に受け付けた埼玉県の対応にも問題がある。

少なくとも再提出された「届出書の精査」はされたのか疑問である。

適当に修正して出した内容は充分検証できたはずである。私たちは再度、前文・全資料を検証し直して、再提出する必要があるのではないかと思うかどうか。審査する際の検証をお願いしたい。

意見書二

前回(九月二十八日付け)の「新設届出書(旧届出書という)」を第一種住居(用途指定)に騒音適応し合致させて再提出(十一月三十日付け)した「新設届出書(新届出書という)」の内容は、荷捌き所対策、駐車場の時間制限・通行制限、騒音発生源に機器の移動、隣接する地域の車両駐車中止などで成されたと承知している。これらの内容は、施工社の三井不動産・安藤建設などと近隣住民との協議・交渉を通じて文書による合意形成をめざしているが、まだ到達していない。表示されてきた確約事項は別紙(省略)のとおりである。これらが、商業施設の開設後に、運営会社に引き継がれた以降も約束が守られるよう願うことから、ここに意見書を提出して、経緯を示しておきたい。変更後の新届出書の騒音対策が厳守されることを強く要請するものである。

戸田側近隣住民と施工社との間で「文書協定」を締結し、それが守られて始めて、騒音対策の基準を満たすということを確認してほしい。

新届出書でも明確なとおり、交通対策では交通要路であるオリンピック道路(県道六八号線)に近い事情もあって、騒音規制を満たせないのは記載のとおりである。それゆえに、地域住民の深夜の安眠の確保、騒音(車両や荷捌き、吸排気機器)の規制や防止は不可欠である。緊急の事故対策、危機管理の徹底が必須事項であると指摘しておきたい。

旧届出書で到底無理だった騒音規制が、新届出書で到達できた内容を再確認し、近隣住民が安心して生活できる条件を満たすために自治体(県や市役所)や自治組織の責務は重大と考えている。

意見書二

周辺道路の渋滞及び児童通学路、生活道路等の安全対策

通学路であり子どもの飛び出しの可能性が高い、戸二小通り(市道三〇二三号線)の安全対策を最優先に考えること。

交通量の増大が予想され、横断歩道だけでは危険なため、戸二小通りと市道三〇一九号線の交差点、ビィオールド戸田公園(当マンション)前に、押しボタン式の信号機を設置すること。

川口市内からの利用者については、通学路もあり子どもが危険にさらされる可能性が高いため戸田市内(当該マンション方面)に流れないように、川口方面(県道六八号線、通称オリンピック通り)から入場した車両は、原則川口から帰らせるための駐車場内の経路整備並びに誘導員の配置をし、横曽根八四号線、もしくは新規道路を造つても川口市内を通し帰すようにすること。

上記に付随して、戸田方面(仮称川金橋)から出る車両については、原則荒川土手方面へ流すための標識の設置、誘導員の配置を行い、戸田二小より当マンション方面には進入させないこと。

渋滞による生活不便を解消するため、戸二小通り、オリンピック通りの交通量増加に対する渋滞対策を必ず行なうこと。

なお、仮称ララガーデン川口に関しては、同規模の近隣類似商業施設とは異なり、戸田二小及び喜沢中学校の通学路が控えており、戸田市と蕨警察署ほか関係機関と協議の上、必要な安全対策を必ず講じること。対策を講じないまま、不測の事態が発生した場合は、然るべき法的措置をとるものとする。

二 縦覧期間

平成二十年二月二十二日から平成二十年三月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第二百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による県の意見の概要について、同条第六項の規定により公告し、及び当該意見を次のとお

り縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオン越谷レイクタウンショッピングセンター

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第四項の規定による県意見の概要

指針に基づく日來客数原単位を使った動的交通シミュレーションによると、ピーク一時間の自動車需要が七割を超えた場合には、大きな渋滞が発生する可能性が高くなり、代替・抑制対策を講じる必要がある。

しかるに、届出に示されているシャトルバスやパークアンドライドへの転換、情報提供による来店抑制などの対策については、十分具体化されていない。

よって、代替・抑制対策をさらに煮詰め、その結果を報告すること。

併せて、既に他店舗で実施している同様の対策がある場合には、その実態及び効果についても検証し報告されたい。

また、開店後においても地域の住民等の交通上の利便を損なうことのないよう、常に交通状況を把握して対応ができる体制を事前に確立すること。

附帯意見

開店直後においては特に渋滞が予想されることから、特別な交通渋滞対策をとり適切な対応を図ること。

ハ 当該意見を通知した年月日

平成二十年二月七日

二 縦覧期間

平成二十年二月二十二日から平成二十年三月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第二百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、箕和田用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉川五郎	入間郡毛呂山町大字箕和田一九五番地一
同	関口弥一	同 同 一八四番地
同	渡邊典邦	同 同 二〇四番地一
同	吉川富雄	同 同 一二〇番地
同	渡邊義勝	同 同 一二六番地
同	渡邊洋三	同 同 一三〇番地
同	渡邊順一	同 同 一七番地
監事	関口治平	同 同 三二九番地二
同	関口潔	同 同 一〇三番地
同	渡邊繁太郎	同 同 一五〇番地
二退任	渡邊繁太郎	同 同 一五〇番地
職名	氏名	住所
理事	吉川五郎	入間郡毛呂山町大字箕和田一九五番地一
同	関口弥一	同 同 一八四番地
同	渡邊典邦	同 同 二〇四番地一
同	吉川富雄	同 同 一二〇番地
同	渡邊義勝	同 同 一二六番地
同	渡邊順一	同 同 一七番地
同	関口治平	同 同 三二九番地二
同	関口潔	同 同 一〇三番地
同	渡邊繁太郎	同 同 一五〇番地

埼玉県告示第二百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一二〇一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡上里町大字勅使河原字前原東

七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七一四・四八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇六立方メートル

ル毎秒

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一二〇八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

川越市大字萱沼字中荻野二五〇三番

一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二一六・九立方メートル

浸透効果量 〇・〇五七立方メートル

ル毎秒

埼玉県告示第二百三十五号

埼玉県告示第二百三十六号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 株式会社京成ハウジング	氏名 (法人にあつては代表者の氏名) 磯英雄	主たる事務所の所在地 三郷市戸ヶ崎二丁目七四〇番地一
-----------------------	------------------------------	-------------------------------

埼玉県告示第二百三十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年一月三十日

指令本整第二一八〇〇九一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十八日第百七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡上里町大字勅使河原字前原東

七二七、七一八、七一九、七二〇、七二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

児玉郡上里町大字七本木二〇二〇番地二二

株式会社 関東地区昔がえりの会

代表取締役 小暮 郁夫

埼玉県告示第二百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

県立上尾高等学校外21校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年12月25日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額

465,129,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年11月6日

埼玉県告示第二百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館業務システムのサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
NEC リース株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号

埼玉県立浦和図書館システム管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号

5 落札金額

68,670,000円

3 落札者を決定した日

平成19年12月26日

4 落札者の氏名及び住所

NEC リース株式会社

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札にする。

平成二十年二月二十二日

1 調達内容

埼玉県知事 上田清司

(1) 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年6月1日(日)から平成21年11月30日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度第二係 厚沢 勤 電話048-832-0110 内線2244

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

なお、仕様書は入札終了後すみやかに返納すること。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎5階入札室 平成20年4月3日(木)午前11時

(4) 郵送による場合の入札のあて先及び受領期限

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 平成20年4月2日(水)午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月27日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年3月21日(金)までに埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1

号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease

of bedroom suite for a rest on the nightshift and bedroom suite for detainees

(2) Time-limit for tender : By mail ; 5 : 00 p.m., April 2 2008 In person ; 11 : 00 a.m., April 3 2008

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance

Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十七年八月十一日

指令飯整第一七〇〇一八〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月十四日

飯整第一八〇〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西戸字宅地附六

七四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡三芳町大字藤久保八八〇番四

八

渡木 實

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年九月十一日

指令飯整第一九〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月十五日

飯整第一九〇〇五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字越生寺井六〇三

番一、六〇四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字上野二七六三番地
吉田 光夫

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年一月二十一日

指令飯整第一九〇〇三七一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十八日

飯整第一九〇〇五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字船原下

一二番、一四番一九、三六、一六番一

三、町道三九五六号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市南町一六番四号

有限会社 幸和開発

代表取締役 関 俊一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道深谷東松山線	東松山市材木町四二二八番一地先から同市材木町四一〇八番七地先まで	平成二十年二月二十二日	延長 三二五・五〇メートル

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年二月十四日

指令行整第一九〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十四日第四十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字下四四九一

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

騎西町大字日出安四七二

齋藤 進

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年二月四日

指令行整第一九〇〇四六一号

二 検査済証番号

平成二十年二月五日第四十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字芋莖字下戸塚三〇五一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

騎西町大字根古屋六四三―四コスモ

スガーデンA一〇一

石井 英樹

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年二月四日

指令行整第五七〇二七二二号

二 検査済証番号

平成二十年二月八日第四十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字上種足字六番一四一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北本市栄七番地一―一七―四〇七

野口 暁

で、公告する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成二十年二月十五日

指令行整第一九〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十八日第四十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字琴寄字鴨新田一八二五―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字琴寄一八二六番地二

佐伯 亮

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

号)第三十六条第三項の規定により、次

号)第三十六条第三項の規定により、次

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

号)第三十六条第三項の規定により、次

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

号)第三十六条第三項の規定により、次

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		区間	六・四〇 一八・八〇	三六〇・三〇	備
			一八・八〇		
			一一・〇〇		
			一八・八〇		
					地方道路交付金(交通安全)整備工事

埼玉県教委告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立川の博物館の指定管理者として指定した株式会社乃村工藝社から、指定管理者の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、埼玉県立自然と川の博物館条例の一部を改正する条例(平成十九年埼玉県条例第三十一号)による改正後の埼玉県立自然と川の博物館条例第二十一条第三項の規定の例により、次のとおり告示する。

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

- 一 指定管理者の名称 株式会社乃村工藝社
- 二 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地 東京都港区台場二丁目三番四号
- 三 変更の年月日 平成二十年一月一日

平成二十年二月二十二日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)